② 橋梁下部工工事で次の(a)及び(b)の要件を満たす施工実績を有すること。

(a) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績であること（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）。

(b) (a)の施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一の橋梁で施工した実績であること。

上記①、②は同一工事でなくても良い。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記①及び②の施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

② 平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

(ｱ) コンクリート橋上部工事で次の(a)から(e)の要件を満たす施工経験を有すること。

(a) 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b) 橋梁形式が連続箱桁又はラーメン形式の新設のＰＣ橋であること。

(c) 最大支間長が65m以上であること。

(d) 架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。

(e) (a)から(d)の施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(e)は同一の橋梁で施工した経験であること。

(ｲ) 橋梁下部工工事で次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験を有すること。

(a) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚工事の施工経験であること（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）。

(b) (a)の施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一の橋梁で施工した経験であること。

上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事でなくても良い。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記(ｱ)及び(ｲ)の施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 単体企業にあっては、次のⅰ）からⅲ）のいずれかによる。

ⅰ）上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。

ⅱ）上記①及び②(ｱ)の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置する他に、上記①及び②(ｲ)の要件を満たしている別の技術者を配置できること。

ⅲ）上部工施工期間においては上記①及び②(ｱ)の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を、下部工施工期間においては上記①及び②(ｲ)の要件を満たす主任技術者又は監理技術者をそれぞれ配置できること。

共同企業体にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。若しくは、代表者の技術者が上記①及び②(ｱ)の要件を満たしている他に、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が上記①及び②(ｲ)の要件を満たしていること。各構成員の技術者が上記①及び②(ｱ)又は(ｲ)何れかの要件を満たしていること。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。若しくは、代表者を含む構成員の何れかの技術者が上記①及び②(ｱ)の要件を満たしている他に、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が上記①及び②(ｲ)の要件を満たしていること。

また、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

(7) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10) 入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 技術提案　【指定テーマ１】本工事におけるコンクリートの品質保持及び耐久性確保について配慮すべき事項　【指定テーマ２】下部工施工において安全上配慮すべき事項

(2) 総合評価の方法

① 標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術提案の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術提案の指定テーマ毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は60点とする。

③ 入札価格及び技術資料に係る総合評価　標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。